指定管理鳥獣対策事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル

平成 29 年 11 月 14 日
令和元年 10月8日（一部改正）
令和６年３月 26日（一部改正）
令和７年３月28日（一部改正）
環 境 省 自 然 環 境 局
野生生物課鳥獣保護管理室

１　趣旨

指定管理鳥獣対策事業交付金事業（以下「本事業」という。）は、平成 27 年５月 29 日に施行された「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業を支援し、推進することを目的に実施している。本事業の実施に当たっては、地形や季節等の条件に応じて、安全かつ効率的に事業を実施するため、単に捕獲に係る経費のみならず、必要な調整やデータとりまとめに係る経費（人件費）、処分費、ガソリン代、弾代等の事業として必要な経費を網羅的に含めて契約し、委託契約に当たっては捕獲に係る作業量等を規定するよう努めることとしている。

昨今、捕獲頭数に応じて交付金を交付する事業における捕獲個体の確認において、虚偽申請を行う等不適切と認められる事案が発生している。

このような事案の発生を受け、今般、農林水産省は捕獲確認方法に係る全国統一ルールを定めたところである。環境省においても、本事業を適切に実施するため、本事業で捕獲した個体について、捕獲個体数を適正に把握するとともに、他の事業で捕獲した個体と混同しない又は他の国費の助成を受けて実施している事業に不正に流用されないような措置を講ずるよう各都道府県に通知していたところであるが、今回、農林水産省が定めた捕獲確認方法に準じて捕獲個体の確認方法を整理し、併せて、捕獲に係る作業量等の確認方法についても一定のルールを定め、これらにより本事業の適正な実施を促進するものである。

また、令和６年４月にクマ類が指定管理鳥獣に指定され、同年８月２日には本事業に新たにクマ類総合対策事業が追加されたことを受けて、クマ類の捕獲に係る作業量等の確認方法についても一定のルールを定め、これらにより本事業の適正な実施を促進するものである。

２　捕獲個体の確認

（１）基本事項

本事業における捕獲個体の確認方法は、都道府県職員又は都道府県担当部局長等が依頼等した者（以下「確認者」という。）が直接的に捕獲個体を確認できる現

地確認又は搬入確認を基本とし、これができない場合は書類確認とする。

なお、指定管理鳥獣の捕獲場所等の情報を ICT（情報通信技術）により収集・蓄積し、指定管理鳥獣の効果的・効率的な捕獲の実現を図る観点から、捕獲確認の証拠写真の撮影にあたっては、GPS 機能付きカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めるものとする。

【捕獲個体の確認方法フロー図】

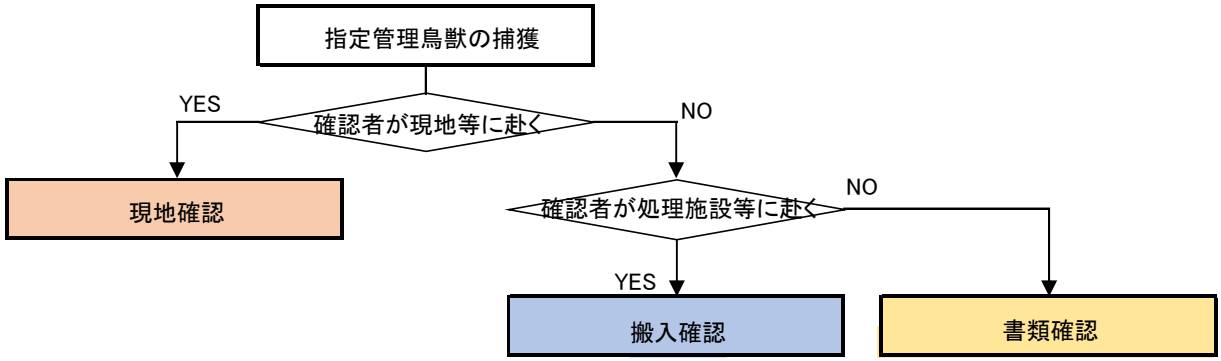

（２）現地確認

確認者が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する。

確認者は、捕獲従事者が携帯する指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（以下「従事者証」という。）により本事業における捕獲であることの確認を行い、捕獲個体等の流用を防止するため、油性のスプレー等で捕獲個体の尾の着色又は回収のいずれかの処置を行う。

【現地における捕獲個体の確認】

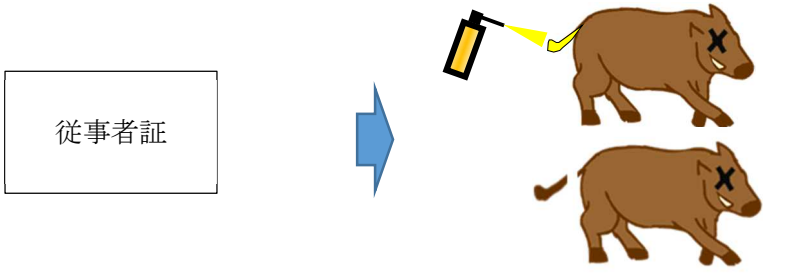

① 本事業における捕獲の確認

② 尾の着色又は回収

（３）搬入確認

捕獲従事者が処理加工施設（食肉等に利用する上で必要な施設又は焼却するための施設（減容化のための施設を含む））又は埋設地（以下「処理施設等」という。）へ捕獲個体を搬入し、確認者が処理施設等で捕獲個体を実際に確認する。

確認者は、捕獲従事者が携帯する従事者証により本事業における捕獲であることの確認を行い、着色されていない尾がついていることをもって当該捕獲個体が流用されていないことを確認する。

【搬入時における捕獲個体の確認】

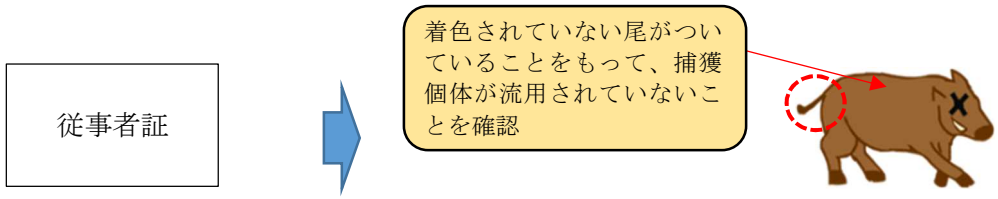

① 本事業における捕獲の確認　　② 捕獲個体の確認

（４）書類確認

書類確認においては、上記（２）、（３）のように捕獲個体を直接確認できないことから、確認者は、証拠写真及び証拠物により捕獲個体が本事業による捕獲個体であることを確実に確認するものとする。

①　証拠写真の撮り方

ａ．捕獲個体への個体識別内容の記入

捕獲従事者は、捕獲個体に油性のスプレー等で捕獲個体の識別が可能となるよう統一した内容（都道府県が仕様書等で捕獲個体を管理するために、捕獲日や捕獲頭数等を一定のルールに従って記入するよう指示等した内容）を記入する。

ｂ．捕獲個体の向き

原則として、撮影者から見て、捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側に（右横腹が写るように）くる状態とする。

ｃ．証拠写真の撮影

証拠写真は、原則として捕獲現場において撮影する。ただし、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外での撮影を可とする。証拠写真は、捕獲者、捕獲個体及び捕獲日が確認できるよう撮影し、撮影方法は都道府県が仕様書等で指示した内容で統一する。なお、撮影にあたっては、GPS 機能付き

カメラの使用に努めるものとする。

② 証拠物

a．原則として尾とする。ただし、捕獲時に尾が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、尾以外の部位（両耳等）で可とする。

b．提出された証拠物は、確認者が確実に処分を行う。

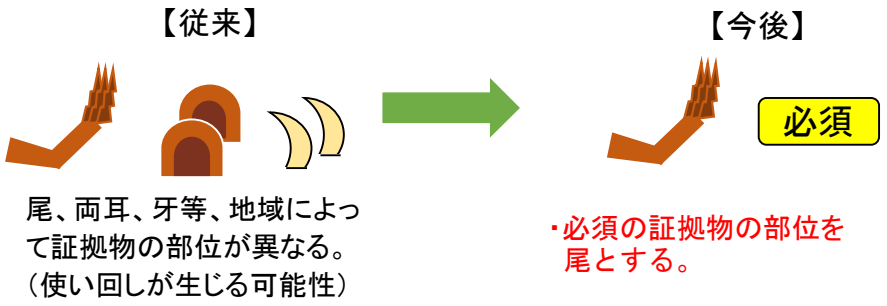

【写真のイメージ】

複数名で撮影した場合

1名で撮影した場合

ホワイトボード・黒板・紙等を省略できる場合

【標示板記載例（ホワイトボード・黒板・紙等）】

捕　　獲　　日	平成29年　6月30日
捕 獲 者 氏 名	○○　○○○
個　体　番　号	○－1

③　証拠写真及び証拠物の確認

確認者による証拠写真及び証拠物の確認は、効率的な確認事務及び狩猟期の証拠物の混入防止等の観点から、少なくとも１か月に１回程度は確認するよう努めるものとする。

（５）確認書

確認者は、確認した捕獲個体について別紙参考様式「指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲個体確認書」を作成するものとする。なお、別紙参考様式については、都道府県において必要な項目等を追加等した様式を使用しても構わないが、ニホンジカ・イノシシとクマ類は分けて作成すること。

（６）留意事項

本事業による捕獲分だけでなく、他事業による捕獲が行われている場合には、捕獲個体の確認方法を統一するなどし、事業間で同一の捕獲個体が流用されないような仕組みとすること。

３　捕獲に係る作業量（捕獲等に係る作業人工数）の確認

当事業において、作業量を積算根拠として発注し、仕様書等で規定する場合には、都道府県からの受託者が整理する作業日誌等により、従事日、従事者、作業内容など必要な情報が把握できるよう整理させ、それらの確認を行うものとする。

また、業務に従事した際には、集合写真等を撮影（従事日等が分かるよう日付を記載した表示板を入れること）し、従事した人数、従事者等が写真でも確認できるよう証拠書類として別途保存させるものとし、必要に応じてそれらの確認も行うものとする。

【写真のイメージ】

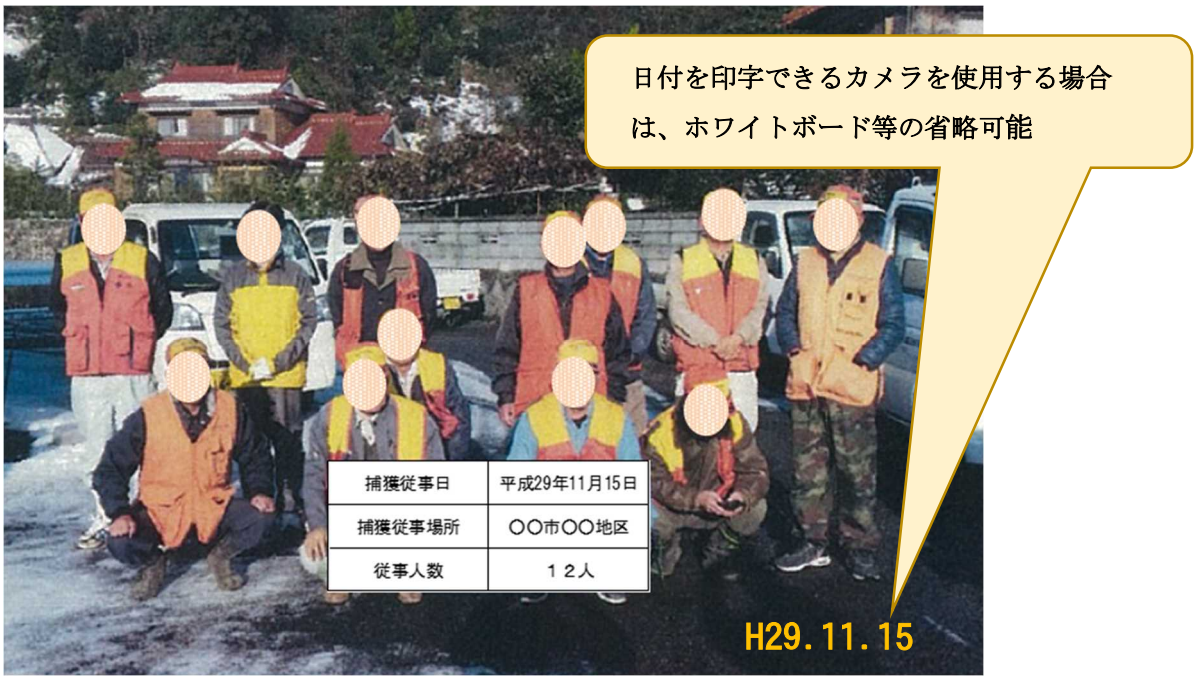

（標示板記載例（ホワイトボード・黒板・紙等））

捕獲従事日	平成△△年△△月△△日
捕獲従事場所	○○市○○地区
従事人数	□□人

４　消耗品等の購入物品等の確認

消耗品等の購入物品等の確認においては、契約書、仕様書、各都道府県の検査確認要領等に基づき、必要な事項の確認を行うものとする。

５　チェック体制

都道府県においては、事業受託者からの実績報告書の提出があった際には、証拠書類（証拠写真等）の確実なチェックを行うものとする。なお、チェックに当たっては複数名で行うことが望ましい。

（別紙参考様式：ニホンジカ・イノシシ）

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲個体確認書

捕獲従事者氏名	指定管理鳥獣名	捕獲方法	雌雄区分	成獣・幼獣別	頭数	捕獲年月日	捕獲場所（市町村等・位置情報）		確認方法	処理施設等の名称
記載例）										
○○ ○○	イノシシ	箱わな	雄	幼獣	1	R○.○.○	○○市○○	ﾒｯｼｭ番号等も記載	現地確認尾・回収	
△△ △△	シカ	くくりわな	雄	成獣	1	R○.○.○	○○市○○	ﾒｯｼｭ番号等も記載	搬入確認	○○処理加工施設
△△ △△	シカ	銃	雌	成獣	2	R○.○.○	○○市○○	ﾒｯｼｭ番号等も記載	書類確認	

捕獲確認年月日			
確認者			
所属	氏名		確認欄

注１：「捕獲場所」に市町村名等及び鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号またはGPSデータ等を記載する。メッシュ番号等を記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。

注２：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

注３：「確認方法」は、実施した捕獲個体確認方法（現地確認、搬入確認、書類確認）を記載する。

注４：「処理施設等の名称」は、搬入確認において処理施設等へ搬入した場合、その施設の名称を記載する。

注５：書類確認の場合は、捕獲者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

注６：捕獲確認年月日は、現地確認、搬入確認又は書類確認を行った日とする。

注７：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

（別紙参考様式：クマ類）

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲個体確認書

捕獲従事者氏名	指定管理鳥獣名	捕獲方法	雌雄区分	成獣・幼獣別	全長(cm)	体重(kg)	捕獲年月日	捕獲場所（市町村等・位置情報）			処分方法	確認方法	処理施設等の名称
記載例）													
○○ ○○	ツキノワグマ	箱わな	雄	幼獣	120	40	R○.○.○	○○市○○	○度○分○秒	○度○分○秒	捕殺（電気止め差し）	現地確認尾・回収	
△△ △△	ヒグマ	銃	雌	成獣	170	120	R○.○.○	○○市○○	○○.○○○○	○○.○○○○	捕殺	搬入確認	○○処理加工施設

捕獲確認年月日					
確認者					
所属	氏名				確認欄

注１：「捕獲場所」に市町村名等及び鳥獣保護区等位置図のGPSデータ等を記載する。GPSデータを記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。

注２：「捕獲方法」は、銃（散弾銃、ハーフライフル銃、ライフル銃のいずれか）又はわな（箱わな、ドラム缶わなその他のいずれか）を記載すること。

注３：「確認方法」は、実施した捕獲個体確認方法（現地確認、搬入確認、書類確認）を記載する。

注４：「処理施設等の名称」は、搬入確認において処理施設等へ搬入した場合、その施設の名称を記載する。

注５：「処分方法」は、わなの場合止めさしの方法も記載すること。

注６：書類確認の場合は、捕獲者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

注７：捕獲確認年月日は、現地確認、搬入確認又は書類確認を行った日とする。

注８：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。